

大学等における修学の支援に関する法律・同法施行令・同法施行規則【機関要件の確認事務関係箇所抜粋】

令和6年4月1日現在

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
(定義) 第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。 2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部にあつては、大学に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部にあつては、大学に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。 3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。		(短期大学及び高等専門学校の専攻科) 第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（以下「認定専攻科」という。）とする。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
(大学等の確認) 第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。 一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣 二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。） 四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長 五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長 六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法		(確認の申請等) 第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、確認を受けようとする大学等が学校教育法第四条第一項又は同法第百三十条第一項の認可（大学等の設置に係るものに限る。）を受けようとするものであるときは、当該認可を受けた後遅滞なく、確認申請書を提出するものとする。 3 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。 一 当該確認大学等における前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号。以下「機構省令」という。）第二十三条の四第四項に規定する給付奨学生をいう。以下同じ。）の数 二 前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数 三 前年度に第十五条第三項及び機構省令第二十三条の十第三項の規定により学業成績が不振である旨の警告を受けた者の数

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
人を設立する地方公共団体の長 七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事 2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。		四 前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数 （大学等の確認要件） 第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。 二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
		十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。)及び学校法人等(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。)(第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。)に限る。)の役員(監事を除く。)のうちに、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者(第三項において「学外者」という。)が二人以上含まれること。 三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価(イにおいて「成績評価」という。)の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。 イ 毎年度、授業計画書(授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。)を公表すること。 ロ 大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。 ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの(以下「G P A等」という。)及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにG P A等の分布状況を把握すること。 ニ 卒業又は全課程の修了の認定に関する方針を公表するとともに、当該方針を踏まえ卒業又は全課程の修了の認定を行うこと。 四 次に掲げるものを公表すること。 イ 大学等の設置者(国及び地方公共団体を除く。)

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
		が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等(当該関係法令の規定に基づき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類) ロ 大学等の設置者(大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。)の役員(監事を除く。)の氏名が記載された名簿 ハ 学校教育法第百九条第一項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する点検及び評価の結果 ニ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百七十二条の二第一項各号(同令第百七十九条において準用する場合を含む。)に掲げる情報(専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報) 2 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。 3 学外者である役員が再任される場合において、その最初の任命又は選任の際現に大学等の設置者の役員又は職員でなかったときの第一項第二号の規定の適用については、その再任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者とみなす。 4 第一項第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。 (大学等の確認要件の特例) 第四条 第二条第一項第一号の基準に適合しない学部等がその教育上の目的に照らし同号の基準に適合しないことについて合理的な理由があるときは、当該学部等は、同号の基準に適合したものとみなす。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
		2 大学等の設置者が国立大学法人法別表第一の第四欄に定める理事の員数が三人以下である国立大学法人であるときは、第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「二人以上含まれる」とあるのは、「含まれる」とする。 3 大学等の設置者が大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人以外の法人又は個人であるときは、第二条第一項第二号の基準に代えて、当該大学等の教育について当該大学等の職員でない者の意見を反映することができる組織(当該組織の設置及び運営を定める規程が作成されているものに限る。)の構成員のうちに、当該大学等の職員でない者が二人以上含まれることを基準とする。 4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。 一 直前の年度に当該大学(別科及び専攻科並びに大学院を除く。)又は高等専門学校(専攻科を除く。)を卒業した者のうちに大学(別科を除く。)、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合 二 前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合 5 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項各号に掲げる者(以下「文部科学大臣等」という。)が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。		第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。 一 大学等の設置者が国(国立大学法人及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)を含む。)又は地方公共団体(公立大学法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。))を含む。)であること。 二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。 イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類においても、学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零以上であること。 ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零以上であること。 (1) 学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券(以下この号において「運用資産」という。)並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの (2) 学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。	(法第七条第二項第三号の政令で定める者等) 第一条 大学等における修学の支援に関する法律(以下「法」という。)第七条第二項第三号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 法第十五条第一項の規定により法第七条第一項の確認(以下この条及び第五条において単に「確認」という。)を取り消された大学等の設置者が法人である場合において、当該確認の取消しの処分に係る	並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金(以下この号において「外部負債」という。)並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等(短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。)の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育(以下この号において「併設通信教育」という。)に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。)の充足率(五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等(併設通信教育に係る学生等を除く。)の数の比率をいう。同項において同じ。)が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。 (1) 大学及び高等専門学校 八割 (2) 専門学校 五割

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
	行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員であった者 当該確認の取消しの日 二 法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、確認を辞退した大学等の設置者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第四号において同じ。）当該確認の辞退の日 三 法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第七条第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。）までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日 四 第二号に規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内にその役員であった者 当該確認の辞退の日 五 大学等の設置者又はその役員であって、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者 当該違反行為をした日 六 前号に掲げる者のほか、大学等の設置者又はその役員であって、確認又は法第十条の規定による減免費用（同条に規定する減免費用をいう。第四条において同じ。）の支弁に関し不正な行為をした者 当該行為をした日	（聴聞決定予定日の通知） 第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員の中に、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。 3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	2 法第七条第二項第四号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する個人とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一 法第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者 当該確認の取消しの日 二 前項各号（第五号にあっては、大学等の設置者の役員に係る部分を除く。）に掲げる者 当該各号に定める日	（確認の公表） 第六条 法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。 （確認の通知等） 第七条 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該確認を受けた大学等の設置者に通知するものとする。 2 確認大学等の設置者は、前項の規定により確認をした旨の通知を受け、又は第五条第三項の規定により更新確認申請書を提出したときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書（いずれも様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書の部分に限る。）をインターネットの利用により公表するものとする。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
(確認要件を満たさなくなった場合等の届出) 第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。 一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。 二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。 三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があったときについて準用する。		(確認要件を満たさなくなった場合等の届出) 第八条 確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。 2 法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。
(減免費用の支弁) 第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。 一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国 二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体 三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体 四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体 五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県		

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
(国の負担) 第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。	(国の負担) 第四条 国は、法第十一条の規定により、毎年度、法第十条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。	
(報告等) 第十三条 （略） 2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		
(勧告、命令等) 第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場		

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。		
(確認の取消し) 第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。 五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこ		

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
れらに基づく処分に違反したとき。 2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。		
(授業料等減免対象者が在学している場合の特例) 第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。	(法第十六条ただし書の政令で定める場合) 第五条 法第十六条ただし書の政令で定める場合は、法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合(当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。)とする。	
附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。	附 則 この政令は、法の施行の日から施行する。	附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備) 第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。		(施行前の準備) 第二条 この省令を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

大学等における修学の支援に関する法律	大学等における修学の支援に関する法律施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行規則
		(令和元年度における確認要件の特例等) 第三条 令和元年度における確認申請書の提出の時に おいて、第二条第一項第二号又は第四条第三項の基準 に適合していない大学等が令和二年四月一日までに 当該基準に適合することが確実に見込まれるもので あるときは、当該大学等は、当該基準に適合したもの とみなす。 2 令和元年度における確認申請書の提出の時に おいて、第二条第一項第四号ニに規定する評価の結果を公 表していないことにより同号の基準に適合しない専 門学校が令和二年度における更新確認申請書の提出 の時までに当該評価の結果の公表を確実に実施する と見込まれるものであるときは、当該専門学校は、当 該基準に適合したものとみなす。 3 専門学校(第三条第一号に規定する国又は地方公共 団体が設置するものを除く。)に係る確認に当たって は、令和五年度までの間、第三条第二号ハの基準に代 えて、直近の三年度のいずれにおいても、専門学校の 収容定員の充足率が次に掲げる年度ごとに当該各号 で定める割合未満であることを基準とする。 一 平成二十九年度から令和二年度まで 六割未満 二 令和三年度 七割未満 三 令和四年度及び令和五年度 八割未満 4 令和元年度において確認を受けようとする大学等 の設置者に係る第五条第一項の規定の適用について は、「五月初日から六月末日までに」とあるのは、「文 部科学大臣等が定める日までに」とする。
		別表第一 実務の経験を有する教員が担当する授業科 目等に係る単位数又は授業時数の基準数(第二条関 係) (略)